よくあるご質問

Q１．最近父の物忘れが
ひどくなってきました。
施設の入居金の支払いを準備していますが、その前にできることはありますか？

Ａ１．いざ施設への入居金を支払うときに、認知症になってしまっている場合、銀行口座が凍結されて子どもでも手続きできなくなります。
事前に信頼できる子ども等に信託しておくことをお勧めします。

Q２．現在母親が実家で
一人暮らししています。
今後のことが心配です。
何か対策はありますか？

Ａ２．今後お母さまが認知症や病気等で長期入院されると、ご実家は空き家となってしまいます。
事前に信頼できる子ども等に信託しておけば、子どもでも売買やリフォーム等の手続きができるようになりますので、介護費用に充てることも可能です。

Q３．高齢の父はアパート経営をしています。今は元気ですが、今後アパートの管理や修繕の手続きができなくなることを心配しています。

Ａ３．お父様が認知症や寝たきりになると、アパートの家賃管理や、修繕等の契約行為ができなくなります。
父から子へ信託することで、契約日その日から効力が始まりますので、父と子で話し合いながら不動産の管理を進めることができます。

介護の時代を安心して迎えるために

家族信託に関わる様々な問題に対応いたします。まずはお電話を。

一般社団法人民事信託相談センター
〒231-0063 神奈川県横浜市中区花咲町3-87 NSGビル401
0120-408-409
（受付時間　平日9:00～18:00）
E-mail : k.h@minjishintaku.org
https://www.minjishintaku.org/

無料説明会は毎月開催しています。
詳しくはHPをご覧ください。

民事信託相談センター

あんしんの認知症・介護対策

人生集大成の時
信頼できる人に財産を託す
家族信託

- 認知症対策
- 介護費用
- 空き家対策
- 後見人の前に

一般社団法人民事信託相談センター

家族信託とは

もし親御さんが認知症になってしまうと、本人名義の口座が凍結されたり、ご自宅の手続きができなくなることがあります。
家族信託とは、ご本人（委託者）が判断できるときに、あらかじめ信頼できる家族等（受託者）に財産の一部の管理を託す契約をしておく制度です。
これにより、ご本人が万一認知症等により判断ができなくなっても、代わりに家族が対応できるようになります。
介護の時代に備えるための対策として、今、注目されています！

空き家対策

預金凍結対策

信託契約

家族信託なら、後見制度に頼らず、認知症等の対策ができます！

まずは将来の介護の準備について話をしましょう！

相談料無料

家族信託説明会は毎月開催しています。詳しくはホームページをご覧ください。

民事信託相談センター

ステップ1 説明会＆個別の相談
心配ごとの解決に、家族信託が有効かどうか、まずはご相談ください。

ステップ2 ご家族での話し合い
私どもスタッフがお伺いしたり、事務所で、ご家族皆様のお考えを話し合い、同意を得ます。

ステップ3 専門家との打合せ
契約書作成へ向けて、必要に応じて、行政書士、弁護士、司法書士等と打合せします。

ステップ4 ご契約
公証役場での公正証書の作成等を行います。

ステップ5 不動産登記
当社提携の司法書士が行います。
（※不動産を信託する場合）